

子発 1022 第 1 号
医政発 1022 第 10 号
令和 3 年 10 月 22 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

令和 3 年度乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間の実施について

乳幼児突然死症候群(SIDS)対策の推進については、かねてより御高配をいただいているところですが、本年度においては、別添実施要綱のとおり、11 月 1 日(月)から 11 月 30 日(火)までの 1 か月間を、令和 3 年度乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間として、重点的に普及啓発運動を実施することとしますので、それぞれの地域の特性を勘案の上、関係行政機関、関係団体等と連携し、効果的な推進が図られるよう格段の御配慮をお願いします。

さらに、日本医師会等の関係団体等に対し当職より協力を依頼したところであり、貴職におかれても、貴管内の関係機関等への周知をお願いします。

また、乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断のための「乳幼児突然死症候群(SIDS)診断ガイドライン(第 2 版) (http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/sids_guideline.pdf)」(厚生労働科学研究(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業)「乳幼児突然死症候群(SIDS)および乳幼児突発性危急事態(ALTE)の病態解明および予防法開発に向けた複数領域専門家による統合的研究」)の内容の周知・普及にも十分な御留意を併せてお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 の規定に基づく技術的助言です。

令和３年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間実施要綱

1 名 称

乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間

2 趣 旨

乳幼児突然死症候群(SIDS)とは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児に突然の死をもたらす疾患であり、乳児の死亡原因の上位を占めていることから、その発症の低減を図るための対応が強く求められている。

また、これまでの研究により、「１歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせる」、「できるだけ母乳で育てる」、「保護者等のたばこをやめる」ことは乳幼児突然死症候群(SIDS)発症の危険性を低くするというデータが得られている。

これらを踏まえ、平成１１年度より１１月を乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間と定め、乳幼児突然死症候群(SIDS)に対する社会的関心の喚起を図るとともに、重点的な普及啓発活動を実施してきたところであるが、令和３年度においても同様に、１１月の対策強化月間を中心として、関係行政機関、関係団体等において各種の普及啓発活動を行うなど、乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防に関する取組の推進を図るものである。

なお、１１月を対策強化月間と定める理由は、１２月以降の冬期に乳幼児突然死症候群(SIDS)が発症する傾向があり、発症の予防に対する普及啓発を重点的に行う必要があるためである。

3 期 日

令和３年１１月１日（月）から令和３年１１月３０日（火）

ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更は差し支えない。

4 主 唱

厚生労働省

5 協 力

健やか親子２１推進本部（別紙１）

6 実施方法

(1) 厚生労働省

厚生労働省は、関係行政機関、関係団体等と連携し、乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断のための「乳幼児突然死症候群(SIDS)診断ガイドライン(第2版)」(別紙2)の内容の周知・普及並びに推奨すべき育児習慣等について、全国的な普及啓発活動の推進を図るため、次の取組を行う。

- ・ 普及啓発用ポスター及びリーフレットの活用により全国的な普及啓発活動を展開する。(厚生労働省ホームページに掲載し、自由にダウンロードして活用いただく)
- ・ 健やか親子21推進本部参加団体に対して周知及び普及について協力を依頼する。
- ・ 関係行政機関、関係団体等を通じて、医療機関等に対し、「乳幼児突然死症候群(SIDS)診断ガイドライン(第2版)」(別紙2)の内容を参考とし、検案を行う際は、乳幼児突然死症候群(SIDS)と虐待や窒息事故とを鑑別するために、的確な対応を行うこと、必要に応じ、保護者に対し解剖を受けることを勧めることを依頼する。

(2) 都道府県、保健所設置市及び特別区

都道府県、保健所設置市及び特別区は、関係行政機関、関係団体等との連携を密にし、それぞれの地域の実情に応じた広報計画及び実施計画を作成し、次の例を参考にしながら乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防に関する普及啓発活動を推進する。

なお、都道府県においては、市町村を含めた普及啓発活動の展開を図るなど、地域全体が一体となった取組が図られるよう留意する。

また、取組に当たっては、乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断のための「乳幼児突然死症候群(SIDS)診断ガイドライン(第2版)」(別紙2)の内容の周知・普及にも十分留意する。

<例>

① ポスター、リーフレット等の配布等による啓発活動の実施

- ・ 厚生労働省が作成した普及啓発用ポスター、リーフレットデザインを活用し、地域の特性に応じた方法により、効率的、効果的な普及啓発活動を展開する。
- ・ 家庭だけではなく、児童福祉施設や医療機関等に対する啓発活動を実施する。
- ・ 市区町村窓口等において、リーフレットを配布する。

② 研修会、講習会、講演会、シンポジウム、街頭キャンペーン等を実施する。

③ 妊産婦・乳幼児健康診査等の機会を利用し、子育て中の家庭への呼びかけ等を行う。

健やか親子21推進本部参加団体一覧

	団体名
1	NPO法人 SIDS家族の会
2	社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会
3	公益社団法人 国民健康保険中央会
4	日本子ども健康科学会(子どもの心・体と環境を考える会)
5	認定NPO法人 児童虐待防止協会
6	公益財団法人 性の健康医学財団
7	全国児童相談所長会
8	全国児童心理司会
9	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
10	全国児童心理治療施設協議会
11	公益社団法人 全国助産師教育協議会
12	公益社団法人 全国保育サービス協会
13	全国保健所長会
14	全国保健師長会
15	全国養護教諭連絡協議会
16	NPO法人 難病のこども支援全国ネットワーク
17	公益社団法人 日本医師会
18	公益社団法人 日本栄養士会
19	一般社団法人 日本家族計画協会
20	公益財団法人 日本学校保健会
21	公益社団法人 日本看護協会
22	一般社団法人 日本公衆衛生学会
23	公益社団法人 日本産科婦人科学会
24	公益社団法人 日本歯科医師会
25	一般社団法人 日本思春期学会
26	一般社団法人 日本児童青年精神医学会
27	公益社団法人 日本小児科医会
28	公益社団法人 日本小児科学会
29	一般社団法人 日本小児看護学会
30	一般社団法人 日本小児救急医学会
31	公益社団法人 日本小児保健協会
32	一般社団法人 日本助産学会
33	公益社団法人 日本助産師会
34	一般社団法人 日本性感染症学会
35	日本赤十字社
36	日本タッチケア協会
37	一般社団法人 日本保育保健協議会
38	社会福祉法人 日本保育協会
39	公益社団法人 日本母性衛生学会
40	公益社団法人 日本産婦人科医会
41	一般社団法人 日本母乳の会
42	公益社団法人 日本薬剤師会
43	公益社団法人 日本理学療法士協会
44	公益財団法人 母子衛生研究会
45	公益社団法人 母子保健推進会議
46	公益社団法人 日本小児歯科学会
47	日本小児総合医療施設協議会
48	一般社団法人 日本周産期・新生児医学会
49	一般社団法人 日本学校保健学会
50	一般社団法人 日本小児神経学会
51	一般財団法人 日本食生活協会
52	一般社団法人 全国病児保育協議会
53	一般社団法人 性と健康を考える女性専門家の会
54	一般社団法人 日本外来小児科学会
55	一般社団法人 日本糖尿病・妊娠学会

56	一般社団法人 日本母乳哺育学会
57	公益社団法人 日本女医会
58	公益社団法人 日本産業衛生学会
59	一般社団法人 日本泌尿器科学会
60	一般社団法人 日本臨床心理士会
61	全国母子保健推進員等連絡協議会
62	一般財団法人 児童健全育成推進財団
63	すくすく子育て研究会
64	公益財団法人 母子健康協会
65	日本生殖看護学会
66	FOUR WINDS 乳幼児精神保健学会
67	公益財団法人 健康・体力づくり事業財団
68	U-COM (JFPA若者委員会)
69	日本SIDS・乳幼児突然死予防学会
70	公益社団法人 日本新生児成育医学会
71	全国乳児福祉協議会
72	全国児童養護施設協議会
73	全国母子生活支援施設協議会
74	全国保育協議会
75	全国保育士会
76	日本ピアカウンセリング・ピアエデュケーション研究会
77	日本育療学会
78	一般社団法人 全国訪問看護事業協会
79	特定非営利活動法人 日本小児外科学会
80	日本母子看護学会
81	NPO法人 日本ラクテーション・コンサルタント協会
82	NPO法人子ども療養支援協会
83	一般財団法人 電気安全環境研究所
84	一般社団法人 日本小児心身医学会
85	京都大学大学院 医学研究科 社会健康医学系専攻
86	公益社団法人 誕生学協会
87	NPO法人 三重県生涯スポーツ協会
88	日本周産期精神保健研究会
89	一般社団法人日本公認心理師協会
90	日本夜尿症学会

乳幼児突然死症候群 (SIDS) 診断ガイドライン (第2版)

厚生労働省SIDS研究班 2012年(平成24年)10月

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids_guideline.html

定義

それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が同定されない、原則として1歳未満の児に突然の死をもたらした症候群。

疾患概念

主として睡眠中に発症し、日本での発症頻度はおおよそ出生6,000～7,000人に1人と推定され、生後2ヵ月から6ヵ月に多く、稀には1歳以上で発症することがある。

診断

乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断は剖検および死亡状況調査に基づいて行う。やむをえず解剖がなされない場合および死亡状況調査が実施されない場合は、診断が不可能である。従って、死亡診断書(死体検案書)の死因分類は「12.不詳」とする。

解剖

原因不明の乳幼児の突然死と判断されたら、警察に届け出る。検視ののち法医解剖あるいは病理解剖を行う。

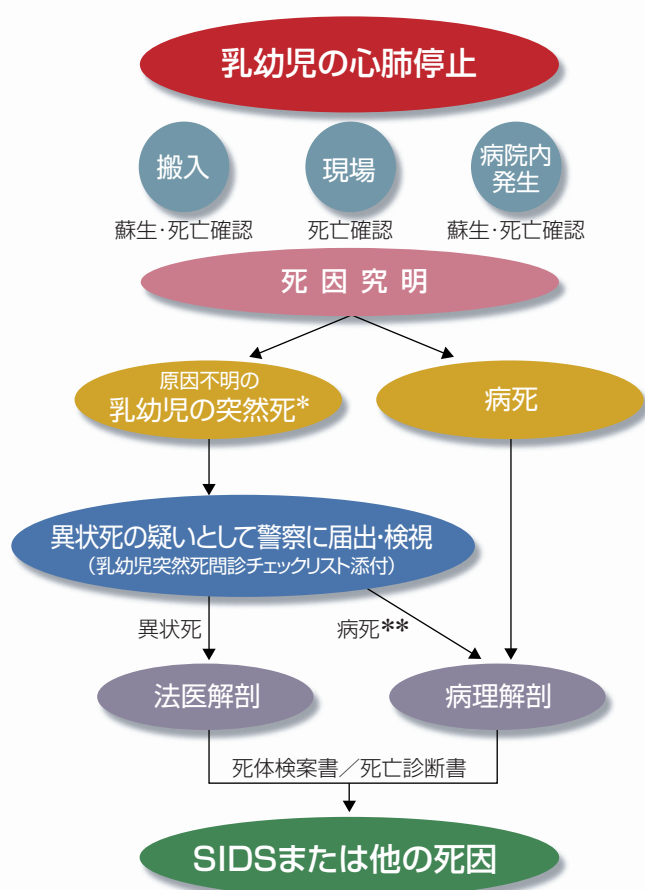
鑑別診断

乳幼児突然死症候群(SIDS)は除外診断ではなく一つの疾患単位であり、その診断のためには、乳幼児突然死症候群(SIDS)以外に突然の死をもたらす疾患および窒息や虐待などの外因死との鑑別が必要である。診断分類は日本SIDS・乳幼児突然死予防学会の分類を参照する(表)。

問診チェックリスト

乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断に際しては「問診・チェックリスト」を死亡状況調査に活用する。

▶ 診断フローチャート図 ◀



* 急死を説明しうる基礎疾患が存在する場合や明らかな外因死を除く

** 解剖がなされない場合は診断が不可能であり、死因は「12.不詳」とする

解剖による診断分類

(日本SIDS・乳幼児突然死予防学会)

<http://plaza.umin.ac.jp/sids/>

I. 乳幼児突然死症候群 (SIDS)

Ia. 典型的SIDS: 解剖で異常を認めないか、生命に危機を及ぼす肉眼的所見を認めない。軽微な所見を認めるものの死因とは断定できない。

Ib. 非典型的SIDS: 無視はできないものの死因とは断定できない病変を認める。

II. 既知の疾患による病死

急死を説明しうる基礎疾患を証明できる。

III. 外因死

剖検において外因の根拠が示される。

IV. 分類不能の乳幼児突然死

IVa. 剖検施行症例: 死亡状況調査や剖検を含む様々な検討でも、病死と外因死の鑑別ができない。

IVb. 剖検非施行症例: 剖検が実施されず臨床経過や死亡状況調査からも死因を推定できない。

乳幼児突然死症候群（SIDS）診断のための問診・チェックリスト

厚生労働省SIDS研究班 2012年（平成24年）版

カルテ保存用紙、法医・病理連絡用紙

* このチェックリストは、SIDS診断が、より適切に行われることを目的としております。
是非御活用ください。

* 母子手帳をお持ちの場合、ワクチン歴などは、母子手帳からの転載も可能です。

医療機関名（
担 当 医（
記入日 年 月 日

発見年月日時	年 月 日 時 分	異状発生数日前の様子	
搬入年月日時	年 月 日 時 分	風邪症状	①なし ②あり（ ）
死亡年月日時	年 月 日 時 分	発熱	①なし ②あり(max ℃)
氏名（イニシャル）	ID-No.	鼻閉	①なし ②あり（ ）
年齢・性別	歳 ヶ月 男 ・ 女	直近1ヵ月間のワクチン歴	
異状発見時の状況 （発症(死亡)状況）		あり（同時接種 有 無） なし	
		ありの場合、各々のワクチン名と接種期日： （ワクチン名： ）（接種日： ） （ワクチン名： ）（接種日： ）	
		出生体重・在胎週数	g 在胎 週 日
発見場所	①自宅 ②保育所 ③病院 ④その他（ ）	分娩中の異常	①なし ②あり（ ）
最初の発見者	①母 ②父 ③保育士 ④その他（ ）	第何子	第 子（同胞 人）
		栄養方法（現在）	①母乳 ②ミルク ③離乳食 ④普通食
		普段の睡眠中の着衣	①薄着 ②普通 ③厚着
異状発見時の時刻	時 分（24時間法）	発育発達の遅れ	①なし ②あり（ ）
最終健康確認時刻	時 分（24時間法）	基礎疾患の有無	①なし ②あり（ ）
異状発生時は睡眠中？	①はい ②いいえ	主な既往歴	①なし ②あり（ ）
発見時の添い寝	①なし ②あり	原因不明のALTE歴の有無	①なし ②あり
異状発見時の体位	①あおむけ ②うつぶせ ③横向き	これまでに無呼吸や チアノーゼ発作の既往	①なし ②あり(病名)
最後に寝かせた時の体位	①あおむけ ②うつぶせ ③横向き	母親・父親の年齢	母親 歳 / 父親 歳
普段の就寝時体位	①あおむけ ②うつぶせ ③その他（ ）	母親の仕事	①なし ②あり（ ）
寝返りの有無	①あおむけからうつぶせに自由に出来る （おおよそ生後 ヶ月頃より出来た） ②うつぶせからあおむけに自由に出来る （おおよそ生後 ヶ月頃より出来た） ③ まだ寝返りは一人で出来ていなかった	母親の喫煙	①なし ②あり（ 本/日）
		父親の喫煙	①なし ②あり（ 本/日）
		同胞のSIDS又はSIDS疑い、 原因不明のALTE（突発性危 急事態）の有無	①なし ②あり(SIDS ・ 原因不明のALTE)
異状発見から 病院到着までの時間	分	主な臨床検査データ	
病院までの搬入手段	①救急車 ②自家用車 ③その他（ ）	1. 血液・尿・髄液・その他 異常所見； 2. 単純X線の有無〔頭部 胸部 腹部 その他（ ）〕 異常：有（ ） 無 3. 骨折の有無 ①なし ②あり（ ） 4. 眼底所見の異常 ①なし ②あり（ ） 5. CT(Ai)の有無 ①なし ②頭部 胸部 腹部 その他（ ） 異常：有（ ） 無 6. 心電図・心エコーの有無 異常：有（ ） 無 7. タンデムマスなどの代謝系検査の有無：有（結果 ） 無 8. 百日咳抗体（ ） その他の抗体検査（ ） 9. 迅速診断キット(Flu.A/B,RS,Rota,hMP,Ad,GAS,Noro) 陽性あり（ ） なし 10. GERの既往の有無(有 無 不明) 11. 死亡後組織検査の有無；有(肝、肺、その他（ ）) 無 12. 保存検体(血液濾紙、血清、尿、髄液、小皮膚片、毛根付毛髪5～6本、爪)	
病院搬入時の状態		臨床診断（疑い）	
呼吸停止	①なし ②あり（ ）		
心停止	①なし ②あり（ ）	検視結果および 死亡診断書（検案書）の記載	①法医学解剖（司法 ・ 行政 ・ 承諾） ②病理解剖 ③解剖なし（不詳死） *解剖がなされない場合、死亡診断書の死因は「不詳」とする。
外表の外傷	①なし ②あり（ ）		
鼻出血の有無	①なし ②あり（ ）		
窒息させた物	①なし ②あり（ ）	関係機関連絡の有無	①なし ②あり（児相、保健福祉、その他 ）
その他の特記事項	（ ）		
挿管時気管内ミルク	①なし ②あり(多量・微量) 泡沫状(あり・なし)		
気管内の血液	①なし ②あり(多量・微量)		
胃内チューブ吸引物	①なし ②あり（ ）		
主な治療	①蘇生術（ 時間） ②気管挿管 ③レスピレーター管理 ④その他		

この用紙をコピーしてカルテ保存用紙および法医・病理連絡用紙としてお使い下さい。

睡眠中の 赤ちゃんの死亡を 減らしましょう

SIDS対策
強化月間



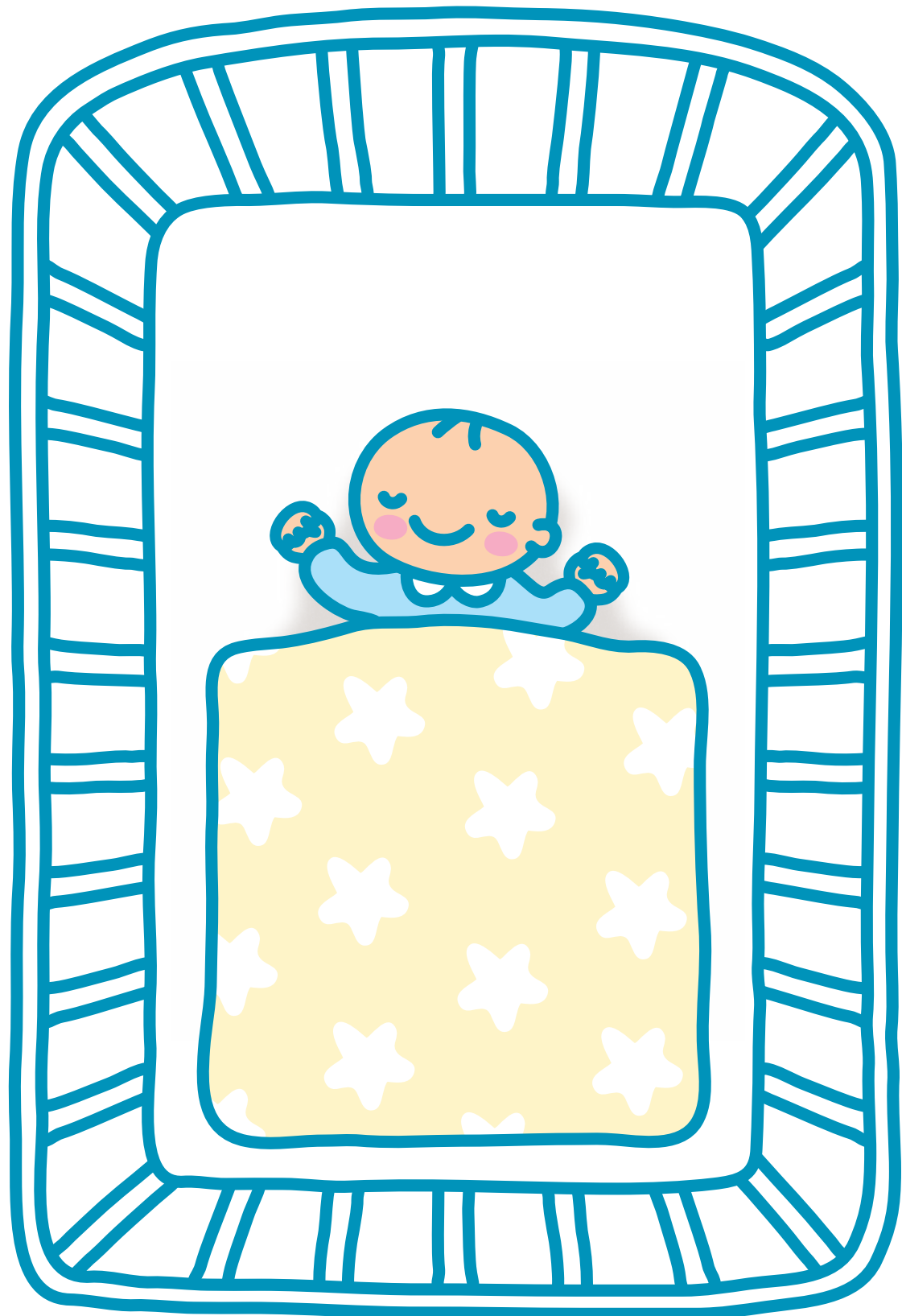
乳 幼 児 突 然 死 症 候 群

睡眠中に赤ちゃんが死亡する乳幼児突然死症候群（SIDS: Sudden Infant Death Syndrome）という病があります。

- SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気です。
- 令和2年には95名の乳幼児がSIDSで亡くなり、乳児期の死亡原因の第3位です。



乳幼児突然死症候群（SIDS）について



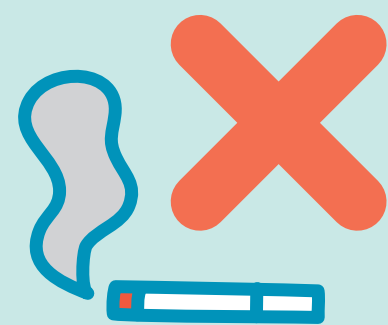
SIDSの
発症率を低くする
3つのポイント



- 1 1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう



- 2 できるだけ母乳で育てましょう



- 3 たばこをやめましょう

窒息事故防止のために ☆

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS）のほか、窒息などによる事故があります。

- ☐ ベビーベッドに寝かせ、柵は常に上げておきましょう
- ☐ 敷布団・マットレス・枕は固めのものを、掛け布団は軽いものを使いましょう
- ☐ 口や鼻を覆ったり、首に巻き付くものは置かないようにしましょう



厚生労働省



睡眠中の 赤ちゃんの死亡を 減らしましょう

SIDS対策
強化月間



乳 幼 児 突 然 死 症 候 群

睡眠中に赤ちゃんが死亡する乳幼児突然死症候群 (SIDS: Sudden Infant Death Syndrome) という病があります。

- SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気です。
- 令和2年には95名の乳幼児がSIDSでなくなり、乳児期の死亡原因の第3位です。



乳幼児突然死症候群 (SIDS) について

SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることにより、

SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。



1 1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう

SIDSは、うつぶせ、あおむけのどちらでも発症しますが、寝かせる時にうつぶせに寝かせたときの方がSIDSの発症率が高いということが研究者の調査からわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。この取組は、睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。



2 できるだけ母乳で育てましょう

母乳育児が赤ちゃんにとっていろいろな点で良いことはよく知られています。母乳で育てられている赤ちゃんの方がSIDSの発症率が低いということが研究者の調査からわかっています。できるだけ母乳育児にトライしましょう。



3 たばこをやめましょう

たばこはSIDS発症の大きな危険因子です。妊娠中の喫煙はおなかの赤ちゃんの体重が増えにくくなりますし、呼吸中枢にも明らかによくない影響を及ぼします。妊婦自身の喫煙はもちろんのこと、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙はやめましょう。これは、身近な人の理解も大切ですので、日頃から喫煙者に協力を求めましょう。

厚生労働省
ホームページで
ご覧いただけます

乳幼児突然死症候群 (SIDS) について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids.html>

乳幼児突然死症候群 (SIDS) 診断ガイドライン (第2版)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids_guideline.html

お問い合わせ先

乳幼児突然死症候群 (SIDS) については、各都道府県・市町村の母子保健担当課及び保健所・保健センターなどでご相談に応じています。



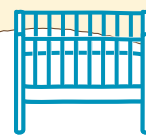
厚生労働省



窒息事故防止のために ☆

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS）のほか、窒息などによる事故があります。

ベビーベッドに寝かせ、 柵は常に上げておきましょう



できるだけベビーベッドを使用し、国が定めた安全基準の検査に合格した製品であることを示す、PSCマークが貼付されたベビーベッドを選びましょう。

また、赤ちゃんは日々成長し、できることが増えるため、動かないだろうと油断せず、転落しないように、柵は常に上げておきましょう。赤ちゃんの頭や身体がはさまれないよう周囲の隙間やベッド柵と敷布団・マットレスの隙間をなくしましょう。

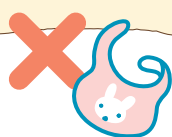


敷布団・マットレス・枕は固めのものを、 掛け布団は軽いものを使用しましょう

ふかふかした柔らかい敷布団・マットレス・枕は、うつぶせになった場合に顔が埋まってしまう、鼻や口がふさがれて窒息するリスクがあります。赤ちゃん用の固めの寝具を使用しましょう。

掛け布団は、赤ちゃんが払いのけられる軽いものを使用し、顔にかぶらないようにしましょう。また、保護者が添い寝をする時は、赤ちゃんを身体や腕で圧迫しないように注意しましょう。

口や鼻を覆ったり、 首に巻き付くものは置かない ようにしましょう



赤ちゃんは、寝返りをしたり、ずり上がったり、寝ている間も動き回ります。このため、枕、タオル、衣服、よだれ掛け、ぬいぐるみなどが口や鼻を覆ったり、ヒモなどが首に巻き付いたりしてしまうリスクがあります。

